

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に伴う行政サービス等一覧（案）

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、届出受理証明書の提示により手続きが可能となる行政サービスを一覧化しております。

●受理証明書を用いて、サービスの実施が可能な主な取組

	取組名	留意事項等
1	記念樹の配布にパートナーシップ関係にある者も申請できる。	パートナーシップ（ファミリーシップ）届出受理証明書発行時に記念樹引換券を担当課（届出書受付担当）にて配布。 記念樹の受領を希望される方がみどり公園課にて引き換える。
2	市営住宅に家族で入居することができる。	現在、同居していることを確認できる住民票と内縁関係にある両者が署名・捺印をした「内縁関係申立書」の提出が必要となるが、「内縁関係申立書」を「受理証明書」に代えることが可能。